

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記手続番号について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年8月5日

盛岡地方法務局宮古支局
登記官 小 倉 正 之
(公印省略)

記

1 手続番号

第4004-2023-0026号

表題部所有者不明土地に係る所在事項

下閉伊郡岩泉町小本字中野33番

2 手続番号

第4004-2023-0027号

表題部所有者不明土地に係る所在事項

下閉伊郡岩泉町小本字中野58番2